

測量等業務共通仕様書の運用

1 配置技術者資格要件

測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）、設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）、地質・土質調査共通仕様書（平成4年3月5日付管第224号鳥取県土木部長通知）及び鳥取県土整備部用地調査等共通仕様書（平成16年3月10日付管第2239号鳥取県土整備部長通知）（以下「共通仕様書等」という。）に規定する配置技術者の資格要件は、委託対象設計金額、業種、区分ごとに次の表のとおり運用する。

委託対象設計金額100万円以上

業種	区分	管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者 (第109条関係)	照査技術者
測量業務	全ての業務	測量士	
土木関係 建設コン サルタン ト業務	下記以外	(第1107条関係) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する 選択科目）又は業務に該当する部門）又はこ れと同等の能力と経験を有する技術者 ^{注1)} 、あ るいはシビルコンサルティングマネージャ（ 以下「RCCM」という。） ^{注4)}	(第1108条関係) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選 択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと 同等の能力と経験を有する技術者 ^{注1)} あるいはR CCM ^{注4)}
	複合業務における発注業種以外で当該 業種の設計金額が100万円未満の場合	【資格要件なし】	
地質調査 業務	下記以外	(第108条関係) 技術士（総合技術監理部門又は業務に該当する 部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技 術者 ^{注1)} 、あるいはRCCM（土質及び基礎又 は地質）又は地質調査技士	(第109条関係) 技術士（総合技術監理部門又は業務に該当する 部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技 術者 ^{注1)} 、あるいはRCCM ^{注4)}
	複合業務における発注業種以外で当該 業種の設計金額が100万円未満の場合	【資格要件なし】	
補償関係 コンサル タント業 務	下記以外	(第5条関係) 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主 たる補償業務に関する補償業務管理者	(第6条関係) 補償業務管理士（いずれの部門でも可）又は補 償業務管理者（いずれの部門でも可）
	複合業務における発注業種以外で当該 業種の設計金額が100万円未満の場合	(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門でも可）又は補 償業務管理者（いずれの部門でも可）	【資格要件なし】

委託対象設計金額100万円未満

業種	区分	管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者	照査技術者
測量業務	全ての業務	委託対象設計金額100万円以上の資格要件に準 ずる。	
土木関係 建設コン サルタン ト業務	全ての業務	【資格要件なし】	
	難易度が高い業務（単独業 務又は複合業務の発注業種 の場合に限る）	委託対象設計金額100万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。	
地質調査 業務	全ての業務	【資格要件なし】	
	難易度が高い業務（単独業 務又は複合業務の発注業種 の場合に限る）	委託対象設計金額100万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。	
補償関係 コンサル タント業 務	全ての業務	(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門でも可）又は補 償業務管理者（いずれの部門でも可）	【資格要件なし】
	難易度が高い業務（単独業 務又は複合業務の発注業種 の場合に限る）	委託対象設計金額100万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。	

注1) これと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下のいずれかに該当するものとする。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目^{注2)}を取得し、建設コンサルタント等業務^{注3)}に20年以上の実務経験を有する者。
- 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目^{注2)}を取得し、建設コンサルタント等業務^{注3)}に22年以上の実務経験を有する者。
- その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務^{注3)}に25年以上の実務経験を有する者。
- コンクリート診断士（既設コンクリート構造物の診断、調査、補修設計等を実施する場合に限る）

注2) 土木工学又は同等の工学に関する科目とは、以下のいずれかに該当するものとする。

橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画（農業土木、森林土木に関する学科も含む。）

注3) 建設コンサルタント等業務従事年数は、以下のとおりとする。

建設事業の計画・調査・立案及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。

注4) RCCMは業務に該当する部門に限る。